

割引関係

① 身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて

2016.	4.	1	制定
2017.	4.	1	改正
2018.	4.	1	改正
2019.	3.	16	改正
2019.	10.	1	改正
2020.	3.	16	改正
2021.	3.	13	改正
2021.	4.	1	改正

標記について下記のとおり取扱う。

1. 割引の取り扱いをする身体障害者の範囲

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたもの「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPIと連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ。）の交付を受けているもので次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 視覚に障害がある者。
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者。
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者。
- (4) 肢体不自由者。
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に障害がある者。

2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

- (1) 第1種身体障害者
 - ① 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者。
 - ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼の視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者。

割引関係

- ③ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者。
 - ④ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者。
 - ⑤ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者。
 - ⑥ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者。
 - ⑦ 心臓、腎臓、呼吸器、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者。
 - ⑧ ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者。
 - ⑨ 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合の程度が前各号に準ずる者。
- (2) 第2種身体障害者
前各号以外の者。
- (3) 介護者
- ① 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者を付けることができる。この場合、身体障害者が車いすを使用しているときは、当社線内に限り、介護者は2人まで認める。
 - ② 介護者とは、係員が認めた介護能力のある者で、身体障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間等が同一で、かつ、同時に購入するものでなければならない。
ただし特別割引用ICカードで乗車する身体障害者が車いすを使用する場合で、介護者が2人となる場合、そのうちの1人の乗車券については、第4項第1号による。
また、身体障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、通勤定期券に限る。

3. 割引取扱区間

- (1) 当社線……全線
 - (2) 他社線……連絡運輸区域内
- (注) 大阪市高速電気軌道線および京都市交通局線を除く。

割引関係

4. 割引乗車券の発行方

(1) 普通乗車券

券売機又は、特別補充券等により発行し、発売時あるいは乗車時に身体障害者手帳を確認する。特別補充券により発行する場合には次の表示をする。

- ① 身体障害者が介護者とともに乗車する場合
身体障害者には(障)、介護者には(介)と表示。
- ② 身体障害者が単独で乗車する場合
身体障害者に(身)と表示。

(2) 回数乗車券

京阪線は券売機（旅客営業規則（以下「規則」という。）第90条第1項第1号に定めるもの）により発行し、大津線は一般用回数券（規則第90条第1項第2号に定めるもの）により発行するものとし、発売時に身体障害者手帳を確認する。一般用回数券により発行する場合には券面に(割)と表示する他、割引の表示をする。

(3) 定期乗車券

身体障害者手帳の呈示により発売する。身体障害者には(障)、介護者には(介)と表示する。

(注) 身体障害者の小児定期券は、割引を行わないが、乗車券面に所定の表示をする。

割引関係

5. 割引乗車券の種類および割引率

種別	乗車券	割引内容		
第1種身体障害者	単独	普通	○片道 101 キロ以上旅行のとき	5 割引
		回数券	×	
		定期	×	
	介護者つき	普通	○身体障害者・介護者とも ○身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は	5 割引
		回数券	○身体障害者・介護者とも ○身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は	5 割引
		定期	○身体障害者・介護者とも ○身体障害者が小児の場合は介護者のみ ○身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は (注)身体障害者には、通勤又は通学定期券を発売 するが介護者には通勤定期券に限り発売する。	5 割引 5 割引 5 割引
第2種身体障害者	単独	普通	○片道 101 キロ以上旅行のとき	5 割引
		回数券	×	
		定期	×	
	介護者つき	普通	×	
		回数券	×	
		定期	○身体障害者が小児の場合は介護者のみ ○身体障害者が乳幼児の場合は、 身体障害者は無賃、介護者は (身体障害者が大人の場合は割引をしない。)	5 割引 5 割引

6. 乗車券の効力

身体障害者が単独で旅行できる場合を除き、身体障害者と介護者が同一列車によって旅行する場合に限り有効とする。

7. 身体障害者手帳の携帯

乗車券購入の際及び乗車中は身体障害者手帳を携帯して、係員が請求するときは、いつでも呈示しなければならない。

8. 払いもどし及び乗車変更

身体障害者と介護者について、同時に取扱いをする場合に限り、規則所定通り取扱う。

割引関係

9. 報告方

身体障害者に対する乗車券を発売した場合は、日報で報告する。

10. 身体障害者が単独で旅行できる場合の取扱い

身体障害者が単独で当社線と西日本線（連絡運輸区域内）を通じて片道101キロ以上旅行するため、普通券購入の際、身体障害者手帳を呈示したときは、5割引により割引乗車券（普通券）を発売する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

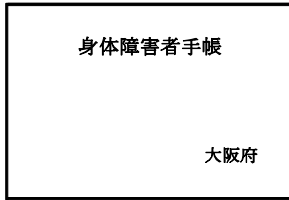
- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。

割引関係

[参考]

○身体障害者手帳の様式の一部（大阪府発行）

現住所	転入年月日	福祉事務所長 又は町村長印



写 真	大阪府第 _____ 号 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日交付
	氏名： 昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日生 大阪府 _____
(身体障害者手帳) (障害)	
身体障害者等級 による等級	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種
住所	

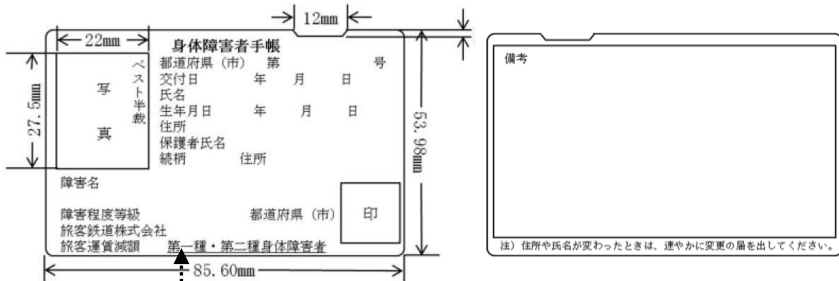
(注) ① 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。

② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

○身体障害者手帳カードの様式の一部

表

裏

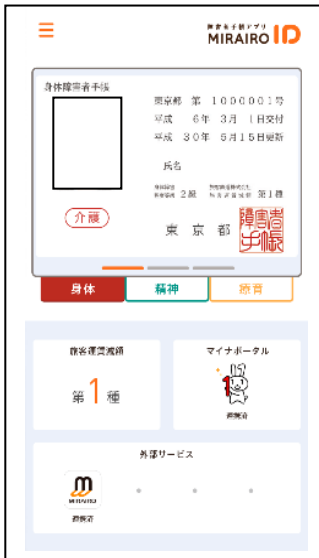


(注) ① 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。

② 様式については各都道府県により些少の違いがある。

割引関係

○スマートフォン用アプリケーションソフトの一例（ミライロ ID）



(注) 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であることを確認する。

(注) 「ミライロ ID」上のマイナポータル連携に関する画面表示

連携済	未連携	申請中
○ 使用可能	× 使用不可	× 使用不可
 <p>連携済</p> <p>※キャラクター部分は アニメーション表示</p>	 <p>未連携</p>	 <p>申請中</p>